

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	結核登録者情報システム(大阪市独自システム)改修業務委託	10 情報処理	東芝デジタルエンジニアリング株式会社	2,947,560	R8.7.15	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

結核登録者情報システム（大阪市独自システム）改修業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所

3 随意契約理由

結核発生動向調査事業は、有効かつ的確な結核予防対策の確立・推進に資することを目的として、昭和 61 年厚生省保健医療局長通知に基づき実施されており、結核患者の発生状況、受療状況等の情報を把握するために結核発生動向調査システムが創設された。平成 19 年からは結核登録者情報システム〔感染症サーベイランスシステム（NESID）（以下、「厚労省システム」という。）〕となり、全国の結核発生状況を把握する国の唯一の手段として運用されているところである。

厚労省システムは利用権限の関係上、保健所単位での使用となっているが、本市においては各区保健福祉センターで結核患者の管理を行っているため、厚労省システムをそのまま使用することはできない。このため、厚労省システムを一部カスタマイズした本市独自の結核登録者情報システム（以下、「独自システム」という。）を構築し、各区に専用端末を設置することにより、各区における情報入力、帳票作成、出力等の作業を可能としている。独自システムにおいて作業した情報は、日々厚労省システムに反映させ、業務の円滑な遂行を図っている。

このように、独自システムは、日々確実な患者管理や発生動向を把握する上で欠かせないシステムであり、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が必要となる。

今般、令和 8 年度開始予定の「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）」事業開始に伴い、独自システムに必要なプログラムの修正及び各機能の動作検証を行うものである。

独自システムは、東芝情報システム株式会社 関西支社〔現・東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所（以下「東芝デジタルエンジニアリング」という。）〕に当初から開発を委託しており、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

（1）東芝デジタルエンジニアリングは独自システムの設計・開発を行ってお

り、仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、改修に際してもその調査・検討が最も正確かつ迅速にできる事業者である。

- (2) 改修時にも、システムを停止させることなく安定的な運用を継続させるためには、これまで開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、本件業務は独自の技術により設計・制作したシステムで、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、責任の所在が不明確になり、履行後の動作保証ができないため、東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ

(電話番号 0 6 - 6 6 4 7 - 0 6 5 3)